

実務調査書（第6号様式）作成要領

1 目的

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第6条の規定により、教育職員検定は受験者の人物、学力、実務及び身体について授与権者が行うこととなっており、同法別表第3又は別表第5から別表第8の定めにより、実務検定については良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明が必要とされている。

そのため京都府では、教育職員免許に関する規則（昭和49年京都府教育委員会規則第2号）で、実務調査書（第6号様式）を定め、提出を必要としている。

なお、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第2条第1項の表備考第9号等に規定されている、いわゆる教育実習の実務振替を適用し授与申請を行う場合にも、実務調査書（第6号様式）の提出を必要としている。

2 記入者

原則、全ての項目について証明者が記入するものとするが、申請免許状、現勤務校、職名及び氏名については申請者本人が記入しても差し支えないものとする。

3 作成上の留意点

(1) 申請免許状（＝取得を希望する免許状）

小一（＝小学校教諭一種免許状）、中二（理科）（＝中学校教諭二種免許状（理科））、特支二（知的）（＝特別支援学校教諭二種免許状（知的障害者に関する教育の領域））、小臨（＝小学校助教諭免許状）等、略して記入しても差し支えないものとする。

(2) 現勤務校

証明日現在の勤務校名を記入すること。

(3) 職名

証明日現在の職名を記入すること。

(4) 一般的所見

ア やや不十分の評価が一つでもある場合は、原則、実務年数として認めることができない。

イ 非常勤講師などで、教科外指導や研修に該当しない場合（判定できない場合）は、区分欄に斜線を引くこと。

(5) 勤務の記録

ア 必要実務年数に応じて、証明を行うこと。（必要実務年数の考え方については、次ページ参照）

イ 勤務校の異動がある場合は、勤務校ごとに（用紙を分けて）証明を行うこと。

ウ 非常勤講師については、週当たりの担当授業時間数（または勤務時間数。発令されている時間数を基準とする。）により実務期間を換算しますので、中学校・高等学校を除く学校種（幼稚園・小学校等）でも週当たりの担当授業時間数を記入すること。

エ 幼稚園や保育所の場合は、「学校」を「幼稚園・保育所」と、「校長」を「園長・所長」と読み替えてください。

◎特に以下の例にご注意ください！

【例１】３年間（最低在職年数）の証明が必要な場合

実務に関する証明書（第５号様式）に記載されている実務期間が、令和２年４月１日から令和５年１０月３１日まで（休職等期間なし）だとすると、

勤務の記録

○	年度	勤務校	
	令和２年度	●●小学校	} 勤務歴３年を含むので OK
	令和３年度	●●小学校	
	令和４年度	●●小学校	
	令和５年度	●●小学校	

×	年度	勤務校	
	令和３年度	●●小学校	} 令和５年度は、１０月末までの勤務となっており、３年に満たないので不可。
	令和４年度	●●小学校	
	令和５年度	●●小学校	

【例２】５年間（最低在職年数）の証明が必要な場合

実務に関する証明書（第５号様式）に記載されている実務期間が平成２５年４月１日から令和元年９月３０日までで、休職期間を含む場合。

（休職期間：平成２９年１１月１日から平成３０年３月３１日まで）

勤務の記録

×	年度	勤務校	
	平成２６年度	●●中学校	} 休職期間が含まれており、５年に満たないため不可。(休職期間を含めずに５年以上となるよう、平成２５年度も記載されていれば OK。)
	平成２７年度	●●中学校	
	平成２８年度	●●中学校	
	平成２９年度	●●中学校	
	平成３０年度	●●中学校	

※ 非常勤講師の在職期間算定基準表

週当たり担当授業時間数（または勤務時間数）（h）	１～５	６～１０	１１～１５	１６以上
算定比率	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{2}{3}$	１

（週当たりの時間数は、原則として発令されている時間数を基準とします。）